

令和5年度

長野市小規模事業者デジタル化支援事業補助金Q & A集

(令和5年6月30日)

1 補助金全般について

(問1) どのような補助金か

(答) 指定する支援機関※の助言・支援を受けてデジタル化による事務の効率化や生産性向上のために機器の導入を行う小規模事業者を対象に補助金を交付するものです。

※ 長野商工会議所、長野市商工会、信州新町商工会

(問2) どのような事業者が対象となるのか

(答) 令和5年4月1日時点で、市内に事業所または店舗を有する小規模事業者です。(確定申告を行ったことのない者やみなし大企業等は除きます)

(問3) 2つ以上の業種に係る事業を行っている場合はどの人数区分が適用されるか

(答) 主たる事業が属する業種で判断します。

(問4) 製造小売業で対象になる従業員数は20人以下か、5人以下か

(答) 製造小売業の対象となる従業員数は、製造業と同じ20人以下です。

(問5) 過去に市の小規模事業者IT機器等導入支援事業補助金を受けた場合は、申請できるのか

(答) 過去に、上記の市補助金のほか、国のIT導入補助金といった類似の補助金等を受けている場合、過去の対象経費と重複する経費は申請できません。

(例：令和3年度に小規模事業者IT機器等導入支援事業補助金でパソコンを買った場合は、今回パソコンの申請はできない)

(問6) 市内に無人の事務所・店舗しかない場合は対象となるのか

(答) 従業員が配置されていない事務所・店舗のみが市内にある場合は、対象とはなりません。

(問7) 既に実施したものは補助金の対象にできるのか

(答) 既に実施したもの(交付決定前に発注、導入したものなど)は対象外です。

(問8) 重点事業とは何か

(答) 補助対象となる取組のうち、市で重点的に推進する取組を「重点事業」として位置付けています。

【令和5年度は、インボイス、電帳法改正対応】

申請多数の場合は、重点事業を優先して予算の範囲内で補助金の額または限度額の変更をして、交付決定を行います。

2 補助対象事業・経費について

(問9) どのような取組が補助対象となるのか

(答) 機器等を導入することで既存の業務をデジタル化（電子化）し、事務の効率化や経費の削減、労働時間の減少に直接資する取組を対象としています。

※従来、アナログで処理をしていた業務を電子化し、生産性を向上する取組

(問10) 対象となる事業を具体的に教えてほしい

(答) 給与管理・会計処理・受発注管理・顧客管理・在庫管理・POSレジ・キャッシュレス決済、などを電子化する取組とします。

(問11) パソコンやタブレット等を購入する場合は補助の対象となるのか

(答) デジタル化による生産性向上に関連が認められなければ、補助金の対象とはなりません。また単に古かったり、速度が遅い等、機器の取替のみを目的とする場合や、私物を店用に置き換える場合も対象とはなりません。

(問12) 新たな事業を立ち上げる場合や新規に出店したい場合には補助の対象となるのか

(答) 令和5年4月2日以降に新規に始める事業や出店に係る取組は、補助対象とすることができません。

(対象外となる例)

令和5年4月2日以降に、・店舗の開店や移転をする

・それまで行っていなかった新しい事業を始める

(問13) 飲食業で新たにテイクアウトを行いたいのだが、費用は対象となるのか

(答) 新たに行う場合は対象となりません。ただし、既に電話注文などで事業を行っていて、その効率化のために機器等を導入する場合は、対象となる場合があります。

(問 14) せっかく補助金があるので、よりスペックの高い機器や台数をまとめて買いたいのですが

(答) 補助金の経費として認められるのは、事業計画書で必要性が認められる範囲のものです。適正な経費でない場合は、不交付あるいは補助金を減額して交付することがあります。なお、同種の機器については、1事業所あたり原則1台までとしています。

(問 15) 国 I T 導入補助金と一体的に取組を行いたい場合の申請方法は、どのようにすればよいか。

(答) 国の I T 導入補助金 (A・B 類型) によるソフトウェア導入と一体的に行うハード整備等を補助対象としたい場合は、必ず、本補助金の支援機関に相談後に国 I T 導入補助金の申請を行ってください。また、必ず令和 6 年 1 月 31 日までに、国 I T 導入補助金の交付決定及び機器導入を終わらせるようにしてください。

なお、国 I T 導入補助金の上記以外の類型 (デジタル基盤導入類型など) と本補助金は併用することができません。

(問 16) 他市町村で令和 5 年 4 月 1 日以前から事業を行っているが、市内で開業したのは令和 5 年 4 月 2 日以降であった。補助の対象となるか。

(答) 補助対象とすることはできません。

(問 17) 個人事業主で、昨年まで市内で飲食店を営んでおり確定申告もしていたが、今年の 1 月に小売店へ業態変更をした。補助の対象となるか。

(答) 申請事業に係る確定申告をしていないことになるので、補助対象とすることはできません。

3 申請書類について

(問 18) 税抜き単価 20 万円以上で 2 者以上の見積書の提出が困難な場合、どのようにしたらよいか

(答) 機器を導入する相手方が 1 者に特定されてしまうなど、2 者以上の見積書の提出が困難な場合は事前にご相談の上、「一者選定理由書」を提出してください。

「いつも設定を依頼しているから」、「(広く流通している機器であるにも関わらず) 他社から見積を取ることができなかつたから」といった事由は認めておりません。また、量販店で販売しているような機器についても同様に認めておりません。

なお、ソフトウェアの開発に係る経費については金額に関わらず 2 者以上の見積りが必須です。

(問 19) 私は個人事業主だが、提出書類である直近の税申告書の写しには受理印がない。どのようにしたらよいか

(答) 受理印のない税申告書の写しと併せて、該当年度の課税内容証明書を提出してください。

(問 20) 事業計画書中の「完了予定日」はいつにすればよいか

- (答) 補助事業の対象とする機器等の全てに関して、令和6年1月31日以前で次の①～③いずれも満たすことを見込む日としてください。
- ① 導入が完了した日 ② 支払いの完了日
 - ③ 国 I T 導入補助金の交付決定日 ※一体的に行う取組のみ

(問 21) 補助金を申請したらすぐに機器を購入するなど、事業に着手してよいか

- (答) 必ず交付決定後に着手してください。なお、交付決定の時期は、9月中下旬を予定しています。

(問 22) 交付決定の際に対象経費とした金額と実際の購入金額が異なる場合は、何か手続きが必要になるのか

- (答) 補助金額の上限に達していない場合で、交付決定後に対象経費が増えても、補助金額の増額は行いません。ただし、対象経費が減額となった場合、補助金額は減額となります。また、交付決定時の補助対象経費の額から大きく金額が増減する(概ね20%以上の増減)場合や経費明細書の経費区分を大きく変更する場合は、事前に変更申請の提出が必要となることがありますので、下記担当までご連絡ください。

(問 23) 申請時に予定していた機器等が調達できない場合は、どうすればよいか

- (答) 事業計画の目的を達成するための機能を有していれば、代替りの機器等を調達していただいてもかまいません。
- ただし、金額が大きく増減する場合は下記までご連絡ください。
- (問 22 参照)

(問 24) 交付を受けた後、取組を継続していない場合はどうなるか

- (答) 事業完了後、2年以内に取組を継続していないことが判明した場合は補助金の返還を求められることがあります。
- このため、2年以上取組を継続できるよう、事業計画を策定してください。

【問い合わせ先】

長野市商工観光部商工労働課

電話番号 026-224-5041